

山形県委託業務等成績評定要領

(総 則)

第1条 山形県が所掌する建設工事に係る測量、調査、設計、建築設計、用地関係委託業務等（以下「委託業務等」という。）の適正な履行を確保するために行う委託業務等成績評定業務に関しては、別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(目 的)

第2条 この要領は、山形県の発注する委託業務等の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注業者の適正な選定、指導育成及び委託業務等の質的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約担当者」とは、知事又は山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月21日山形県訓令第49号）第4条の規定による委託料の支出負担行為に関する専決者をいう。
- (2) 「受注者」とは、委託業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査員」とは、各契約書に基づき契約担当者が検査を命じた者をいう。
- (4) 「総括監督（調査）員」とは、各契約書に基づき契約担当者が指定した監督（調査）職員のうち、山形県委託業務等監督要領第6条第1項に掲げる業務を行う者をいう。
- (5) 「監督（調査）員」とは、各契約書に基づき契約担当者が指定した監督（調査）職員のうち、山形県委託業務等監督要領第6条第2項に掲げる業務を行う者をいう。

(評定の対象)

第4条 評定の対象は、1件の当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が200万円を超える委託業務等について行うものとする。ただし、次の各号に掲げる委託業務等であって、契約担当者が必要ないと認めたものについては評定を省略できる。

- (1) 最終設計金額（消費税及び地方消費税を含む）が200万円を超えない委託業務等
- (2) 第5条第2項に規定する各考査基準によって評定を行うことが不適当であると判断される委託業務等

(評定の内容)

第5条 評定は、委託業務等の種別に応じ定められた各評価項目について行う。

- 2 前項の各評価項目及びその細目については、次の各号に掲げる各考査基準に定めるものとする。
 - (1) 山形県委託業務等成績評定考査基準（別添1）
 - (2) 山形県委託業務等成績評定考査基準（営繕版）（別添2）
 - (3) 山形県委託業務等成績評定考査基準（用地版）（別添3）

(評定者)

第6条 第5条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括監督（調査）員及び監督（調査）員とする。

(評定の方法)

第7条 評定は、各評価項目について、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。ただし、一つの委託業務等の総括監督（調査）員及び監督（調査）員が、それぞれ複数となる場合、あるいは一つの検査の検査員が複数の場合においては、お互いに協議して評定を行うものとする。

2 前項の評定を行う場合であって、検査の結果修補等が必要となった委託業務等については、修補前の状態で評定を行うものとする。

3 評定の方法は、第5条第2項に規定する各考査基準に定めるものとする。

4 評定の結果は、委託業務等成績評定表（様式第1-1～1-6号）（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第8条 検査員である委託業務等の評定者は検査を実施したとき、総括監督（調査）員及び監督（調査）員である委託業務等の評定者は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定を行う。

2 前項に規定する検査とは、山形県委託業務等検査要領第4条に規定する完了検査及び部分完了検査とするが、部分完了検査については評定を省略できるものとする。

(評定表の提出)

第9条 評定者は、評定を行ったときは速やかに評定表を作成し、契約担当者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第10条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を業務委託等成績評定通知書（様式第2号）及び項目別評定点内訳表（別表1-1～1-6）により速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

第11条 評定者は、第10条の評定結果の通知をした後に、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該委託業務等の受注者に速やかに通知するものとする。

(説明請求及び回答)

第12条 第10条又は第11条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 契約担当者は、前項による説明を求められた場合は、速やかに、委託業務等成績評定に係る説明書（回答）（様式第3号）により回答するものとする。

(再説明請求及び回答)

第13条 第12条第2項の回答を受けた者は、説明にかかる回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、通知を行った契約担当者に対して、評定の内容について再説明を求められるものとする。

2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、山形県委託業務等成績評定審査委員会の審議を経て、委託業務等成績評定に係る再説明書(回答)(様式第4号)により回答するものとする。

3 前項の山形県委託業務等成績評定審査委員会は、「山形県建設工事成績評定要領」(平成15年3月28日付け管第2076号)に基づき設置された、山形県建設工事成績評定審査委員会と兼ねることができるものとする。

4 山形県建設工事成績評定要領別添3「山形県建設工事成績評定審査委員会設置要領」における「建設工事」を「建設工事又は委託業務等」に読み替えることができるものとする。

(評定結果等の公表)

第14条 第10条の通知内容、第12条及び第13条の申立者の提出した書面及び回答を行った書面については、「山形県入札・契約に係る情報の公開に関する実施要領」(平成16年4月1日付け出総第23号)に基づき公表するものとする。

(その他)

第15条 ここに定めるもののほか、委託業務等の成績評定について必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成17年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成18年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成19年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成24年5月1日から施行する

この要領の改正は、平成25年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する

この要領の改正は、平成31年4月1日から施行する

山形県委託業務等成績評定要領関係様式等一覧

様式	名称	提出期限	作成者	提出先	備考
1-1	委託業務等成績評定表				地質調査・単純調査・測量業務
1-2	委託業務等成績評定表				設計業務「調査・計画業務」
1-3	委託業務等成績評定表				設計業務「概略・予備設計」
1-4	委託業務等成績評定表				設計業務「詳細設計」
1-5	委託業務等成績評定表				建築設計業務
1-6	委託業務等成績評定表				用地調査業務
2	委託業務等成績評定通知書	成績評定が完了したとき	契約担当者	受注者	
別表1-1	項目別評定点内訳表	様式第2号の別表	契約担当者	受注者	地質調査・単純調査・測量業務
別表1-2	項目別評定点内訳表	様式第2号の別表	契約担当者	受注者	設計業務「調査・計画業務」
別表1-3	項目別評定点内訳表	様式第2号の別表	契約担当者	受注者	設計業務「概略・予備設計」
別表1-4	項目別評定点内訳表	様式第2号の別表	契約担当者	受注者	設計業務「詳細設計」
別表1-5	項目別評定点内訳表	様式第2号の別表	契約担当者	受注者	建築設計業務
別表1-6	項目別評定点内訳表	様式第2号の別表	契約担当者	受注者	用地調査等業務
3	委託業務等成績評定に係る説明書（回答）	成績評定通知に対して説明を求められたとき	契約担当者	受注者	
4	委託業務等成績評定に係る再説明書（回答）	成績評定通知に対して再説明を求められたとき	契約担当者	受注者	

委託業務成績評定表								
						年 月 日		
課・室又は支庁・公所名								
委託業務名								
契約金額	当初：				最終：			
履行期間	当初：	年 月 日～	年 月 日	最終：	年 月 日～	年 月 日		
完了年月日	年 月 日							
完了検査年月日	年 月 日							
契約相手方住所氏名								
管理技術者氏名								
照査技術者氏名								
主任技術者氏名								
担当技術者氏名								
総括監督(調査)員所属職氏名	所属名	職名			氏名		印	
監督(調査)員所属職氏名	所属名	職名			氏名		印	
検査員所属職氏名	所属名	職名			氏名		印	
考査項目	監督(調査)員評定点	総括監督(調査)員評定点	検査員評定点	業務評定(注1)	技術者評定			
					管理技術者主任技術者	担当技術者	照査技術者(注3)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画		12.0	12.0	3.0	—	
	実施状況の評価	執行管理		3.0	3.0	3.0	—	
		品質管理		12.0	12.0	18.0	—	
		業務特性		6.0	6.0	7.5	—	
		創意工夫		2.4	2.4	2.4	—	
	説明調整能力の評価	説明調整能力		3.6	3.6	3.6	—	
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観		3.0	3.0	4.5	—		
結果評価	成果物の品質		18.0	18.0	18.0	—		
①評定者別及び業務・技術者評定点 (注2)		60.0	60.0	60.0	60	60	60	—
②事故等による減点								—
③瑕疵修補又は損害賠償による減点								—
④その他()								—
総合評定点=①+②+③+④					60	60	60	—

注)1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①の評定者別評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。業務・技術者評定点は小数第一位を四捨五入し整数とする。

3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

委託業務成績評定表								
						年 月 日		
課・室又は支庁・公所名								
委託業務名								
契約金額	当初：				最終：			
履行期間	当初：	年 月 日～	年 月 日	最終：	年 月 日～	年 月 日		
完了年月日			年 月 日					
完了検査年月日			年 月 日					
契約相手方住所氏名								
管理技術者氏名								
照査技術者氏名								
主任技術者氏名								
担当技術者氏名								
総括監督(調査)員所属職氏名		所属名	職名	氏名	印			
監督(調査)員所属職氏名		所属名	職名	氏名	印			
検査員所属職氏名		所属名	職名	氏名	印			
考査項目		監督(調査)員評定点	総括監督(調査)員評定点	検査員評定点	業務評定(注1)	技術者評定		
						管理技術者主任技術者	担当技術者	照査技術者(注3)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画			12.0	12.0	3.0	—
	実施状況の評価	執行管理			3.0	3.0	3.0	—
		品質管理			12.0	12.0	18.0	—
		業務特性			6.0	6.0	7.5	—
		創意工夫			2.4	2.4	2.4	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力			3.6	3.6	3.6	—
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観			3.0	3.0	4.5	—	
結果評価	成果物の品質			18.0	18.0	18.0	—	
①評定者別及び業務・技術者評定点 (注2)		60.0	60.0	60.0	60	60	60	—
②事故等による減点								—
③瑕疵修補又は損害賠償による減点								—
④その他()								—
総合評定点=①+②+③+④					60	60	60	—

注)1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①の評定者別評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。業務・技術者評定点は小数第一位を四捨五入し整数とする。

3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

委託業務成績評定表								
						年 月 日		
課・室又は支庁・公所名								
委託業務名								
契約金額	当初：				最終：			
履行期間	当初：	年 月 日～	年 月 日	最終：	年 月 日～	年 月 日		
完了年月日			年 月 日					
完了検査年月日			年 月 日					
契約相手方住所氏名								
管理技術者氏名								
照査技術者氏名								
主任技術者氏名								
担当技術者氏名								
総括監督(調査)員所属職氏名		所属名	職名	氏名	印			
監督(調査)員所属職氏名		所属名	職名	氏名	印			
検査員所属職氏名		所属名	職名	氏名	印			
考査項目		監督(調査)員評定点	総括監督(調査)員評定点	検査員評定点	業務評定(注1)	技術者評定		
						管理技術者主任技術者	担当技術者	照査技術者(注3)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画			12.0	12.0	3.0	—
	実施状況の評価	執行管理			3.0	3.0	3.0	—
		品質管理			12.0	12.0	18.0	—
		業務特性			6.0	6.0	7.5	—
		創意工夫			2.4	2.4	2.4	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力			3.6	3.6	3.6	—
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観			3.0	3.0	4.5	—	
結果評価	成果物の品質			18.0	18.0	18.0	—	
①評定者別及び業務・技術者評定点 (注2)		60.0	60.0	60.0	60	60	60	—
②事故等による減点								—
③瑕疵修補又は損害賠償による減点								—
④その他()								—
総合評定点=①+②+③+④					60	60	60	—

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. ①の評定者別評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。業務・技術者評定点は小数第一位を四捨五入し整数とする。
 3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

委託業務成績評定表									
						年 月 日			
						課・室又は支庁・公所名			
委託業務名									
契約金額	当初：				最終：				
履行期間	当初：	年 月 日～	年 月 日	最終：	年 月 日～	年 月 日			
完了年月日	年 月 日		年 月 日						
完了検査年月日	年 月 日		年 月 日						
契約相手方住所氏名									
管理技術者氏名									
照査技術者氏名									
主任技術者氏名									
担当技術者氏名									
総括監督(調査)員所属職氏名		所属名	職名	氏名	印				
監督(調査)員所属職氏名		所属名	職名	氏名	印				
検査員所属職氏名		所属名	職名	氏名	印				
考査項目			監督(調査)員評定点	総括監督(調査)員評定点	検査員評定点	業務評定(注1)	技術者評定		
							管理技術者主任技術者	担当技術者	照査技術者(注3)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画				12.0	12.0	3.0	—
	実施状況の評価	執行管理				3.0	3.0	3.0	—
		品質管理				12.0	12.0	18.0	—
		業務特性				6.0	6.0	7.5	—
		創意工夫				2.4	2.4	2.4	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力				3.6	3.6	3.6	—
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観				3.0	3.0	4.5	—
結果評価	成果物の品質				18.0	18.0	18.0	—	
①評定者別及び業務・技術者評定点 (注2)			60.0	60.0	60.0	60	60	60	—
②事故等による減点									—
③瑕疵修補又は損害賠償による減点									—
④その他()									—
総合評定点=①+②+③+④						60	60	60	—

注)1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①の評定者別評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。業務・技術者評定点は小数第一位を四捨五入し整数とする。

3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

業務名		委託業務成績評定表																年 月 日								
		課・室又は支庁・公所名																								
契約金額		当初																								
履行期間		最終																								
完了年月日		年 月 日																								
完了検査年月日		年 月 日																								
契約相手方住所氏名																										
管理技術者氏名																										
担当主任技術者氏名		意匠																								
		構造																								
		電気設備																								
		機械設備																								
積算																										
総括調査員所属・氏名																		印								
調査員所属・氏名																		印								
検査員所属・氏名																		印								
採点表の種別		総括		調査員								検査員								評定点(重み考慮)						
		総合		各分野				各分野				各分野				各分野										
				建築		電気設備		機械設備		建築		電気設備		機械設備		建築		電気設備		機械設備						
				意匠	構造	積算	電気設備	積算	機械設備	積算	意匠	構造	積算	電気設備	積算	機械設備	積算	意匠	構造	積算	電気設備	積算	機械設備	積算		
		3-5	2-5-3	2-5-1	2-5-1	2-5-2	2-5-1	2-5-2	2-5-1	2-5-2	4-5-1	4-5-1	4-5-2	4-5-1	4-5-2	4-5-1	4-5-2	3-5	2-5-1	2-5-1	2-5-2	2-5-1	2-5-2	2-5-1	2-5-2	
業務の実施能力	業務実施体制	0				0		0		0							0				0		0		0	
	管理技術者	2	6			2		2		2							0.864				0.067		0.034		0.034	
	主任担当技術者	0				0		0		0							3.336				0		0		0	
業務の実施状況	工程及び品質管理能力	0		0	0	0		0		0							0.540	0.588	0.252	0.269	0.252	0.134	0.252	0.134	0	
	調整能力、対応の迅速性、説明能力、倫理観	0		0	0	0		0		0							0.360	0.353	0.151		0.151		0.151		0	
	提案力、業務執行技術力	0		0	0	0		0		0							0.720	0.706	0.302		0.302		0.302		0	
	工程及び品質管理能力	0		0	0	0		0		0							0.720	0.588	0.252		0.252		0.252		0	
	業務執行技術力	0		0	0	0		0		0										0.034		0.017		0.017		0
	業務執行技術力	0		0	0	0		0		0										0.134		0.067		0.067		0
設計図書の出来栄	図面表記	0		0	0	0		0		0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	図面の不足、単純ミス	0		0	0	0		0		0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資料等の整理	0		0	0	0		0		0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	数量計算書、数量調書等	1.0		0.5	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.180	0.339	0.145		0.145		0.145		0.145	
	資料の整理	0		0	0	0		0		0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
設計の達成度	設計と条件の理解	0		0	0	0		0		0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	提案内容、検討状況、コスト把握能力	0		0	0	0		0		0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	施工図の知識	7.0		9.5	9.5		9.5		9.5		17.0		17.0		17.0		1.260	3.497	1.499		1.499		1.499		1.499	
各項目毎の計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
評定点 ①+65	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	9.240	9.016	3.864	2.576	3.864	1.288	3.864	1.288		
事故等による減点		65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65.000									
瑕疵修補・損害賠償による減点		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100									
総合評定点																65.000										

※ 2人以上の検査職員により検査を行う場合の検査職員所属・氏名欄には、総括検査職員(検査の結果を総括する職員をいう。以下同じ。)が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記入押印すること。
 ※ 調査・検査の対象を設計業務等の分野等により分割して調査・検査を行ったときは、それぞれの調査職員・検査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

委託業務成績評定表										
年 月 日										
課・室又は支庁・公所名										
委託業務名										
契約金額		当初：			最終：					
履行期間		当初： 年 月 日～ 年 月 日			最終： 年 月 日～ 年 月 日					
完了年月日		年 月 日								
完了検査年月日		年 月 日								
契約相手方住所氏名										
主任担当者氏名										
業務従事者氏名										
照査技術者氏名										
総括監督(調査)員所属職氏名		所属名		職名		氏名		印		
監督(調査)員所属職氏名		所属名		職名		氏名		印		
検査員所属職氏名		所属名		職名		氏名		印		
考 査 項 目			監督 (調査) 員 評定点	総括 監督 (調査) 員 評定点	検査員 評定点	業務評定 (注1)	技術者評定			
							主任 担当者	業務 従事者	照査 技術者 (注3)	
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制及び執行計画				12.0	12.0	3.0	—	
	実施状況の 評価	執行管理				3.0	3.0	3.0	—	
		品質管理				12.0	12.0	18.0	—	
		業務特性				6.0	6.0	7.5	—	
		創意工夫				2.4	2.4	2.4	—	
	説明調整能力 の評価	説明調整能力				3.6	3.6	3.6	—	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観				3.0	3.0	4.5	—	
結果評価	成果物の品質				18.0	18.0	18.0	—		
①評定者別及び業務・技術者評定点 (注2)				60.0	60.0	60.0	60	60	60	—
②事故等による減点										—
③瑕疵修補又は損害賠償による減点										—
④その他()										—
総合評定点=①+②+③+④						60	60	60	—	

注)1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①の評定者別評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。業務・技術者評定点は小数第一位を四捨五入し整数とする。

3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

〇〇〇第 号
年 月 日

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県知事 氏 名 印
(出先機関の長)

委 託 業 務 等 成 績 評 定 通 知 書

年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務等について、山形県委託業務等成績評定要領に基づき評定した結果を通知いたします。

なお、評定の結果に疑問があり説明を受けたいときは、その疑問の旨を付して、この通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は書面により通知いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務等の名称 :
2. 履 行 期 間 : 年 月 日から 年 月 日まで
3. 完了検査年月日 : 年 月 日
4. 評 定 点 : 評定点 _____ 点
詳細は別表（項目別評定点）のとおり
5. 送 付 先 : 郵便番号
住所、公所名、課名
電話等
6. 問 い 合 わ せ 先 : 郵便番号
住所、公所名、課名
電話等

別表 1 - 1

項目別評定点内訳表

(地質調査・単純調査・測量業務)

業務名：

評価項目	細 別	業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注1) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1・3)	
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制及 び執行計画	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
	実施状況の 評価	執行管理	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
		品質管理	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
		業務特性	6.0 点 / 10.0 点	6.0 点 / 10.0 点	7.5 点 / 12.5 点	— 点 / — 点
		創意工夫	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	— 点 / — 点
	説明調整能力の 評価	説明調整能力	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	— 点 / — 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	4.5 点 / 7.5 点	— 点 / — 点
結果評価	成果物の品質		18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
評定点の小計 (注2)		60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	— 点 / — 点	
事故等による減点		点	点	点	— 点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	— 点	
その他 ()		点	点	点	— 点	
総合評定点		60 点 / 100点	60 点 / 100点	60 点 / 100点	— 点 / 100点	

- 注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。
 3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

別表1-2

項目別評定点内訳表

(設計業務「調査・計画業務」)

業務名：

評価項目	細別	業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (評定点/満点) (注1)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1・3)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
	実施状況の評価	執行管理	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
		品質管理	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
		業務特性	6.0 点 / 10.0 点	6.0 点 / 10.0 点	7.5 点 / 12.5 点	— 点 / — 点
		創意工夫	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	— 点 / — 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	— 点 / — 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	4.5 点 / 7.5 点	— 点 / — 点
結果評価	成果物の品質		18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
評定点の小計 (注2)		60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	— 点 / — 点	
事故等による減点		点	点	点	— 点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	— 点	
その他 ()		点	点	点	— 点	
総合評定点		60 点 / 100点	60 点 / 100点	60 点 / 100点	— 点 / 100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

別表 1 - 3

項目別評定点内訳表

(設計業務「概略・予備設計」)

業務名：

評価項目	細 別	業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (評定点/満点) (注1)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1・3)	
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制及 び執行計画	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
	実施状況の 評価	執行管理	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
		品質管理	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
		業務特性	6.0 点 / 10.0 点	6.0 点 / 10.0 点	7.5 点 / 12.5 点	— 点 / — 点
		創意工夫	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	— 点 / — 点
	説明調整能 力の評価	説明調整能 力	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	— 点 / — 点
	取組姿勢	責任感・積 極性・倫理 観	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	4.5 点 / 7.5 点	— 点 / — 点
結果 評価	成果物の品質		18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
評定点の小計 (注2)		60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	— 点 / — 点	
事故等による減点		点	点	点	— 点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	— 点	
その他 ()		点	点	点	— 点	
総合評定点		60 点 / 100点	60 点 / 100点	60 点 / 100点	— 点 / 100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

別表 1 - 4

項目別評定点内訳表

(設計業務「詳細設計」)

業務名：

評価項目	細 別	業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注1) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1・3)	
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制及 び執行計画	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
	実施状況の 評価	執行管理	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
		品質管理	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
		業務特性	6.0 点 / 10.0 点	6.0 点 / 10.0 点	7.5 点 / 12.5 点	— 点 / — 点
		創意工夫	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	— 点 / — 点
	説明調整能 力の評価	説明調整能 力	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	— 点 / — 点
	取組姿勢	責任感・積 極性・倫理 観	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	4.5 点 / 7.5 点	— 点 / — 点
結果 評価	成果物の品質		18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
評定点の小計 (注2)		60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	— 点 / — 点	
事故等による減点		点	点	点	— 点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	— 点	
その他 ()		点	点	点	— 点	
総合評定点		60 点 / 100点	60 点 / 100点	60 点 / 100点	— 点 / 100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

項目別評定点内訳表

(建築設計業務)

上段:評定点、下段:満点

		総合	各分野						
			建築			電気設備		機械設備	
			意匠	構造	積算	電気設備	積算	機械設備	積算
業務の実施能力	業務実施体制	0			0		0		0
		0.864			0.067		0.034		0.034
	管理技術者	0							
		3.336							
業務の実施状況	主任担当技術者	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.54	0.588	0.252	0.269	0.252	0.134	0.252	0.134
	工程及び品質管理能力	0	0	0		0		0	
		0.36	0.353	0.151		0.151		0.151	
業務の実施状況	調整能力、対応の迅速性、説明能力、倫理観	0	0	0		0		0	
		0.72	0.706	0.302		0.302		0.302	
	提案力、業務執行技術力	0	0	0		0		0	
		0.72	0.588	0.252		0.252		0.252	
	工程及び品質管理能力				0		0		0
					0.034		0.017		0.017
設計図書の出来栄	業務執行技術力				0		0		0
					0.134		0.067		0.067
	図面表記	0	0	0		0		0	
		0.36	0.468	0.2		0.2		0.2	
	図面の不足、単純ミス	0	0	0		0		0	
	0.36	1.075	0.461		0.461		0.461		
設計図書の出来栄	資料等の整理	0	0	0		0		0	
		0.18	0.339	0.145		0.145		0.145	
	数量計算書、数量調書等				0		0		0
					1.304		0.652		0.652
	資料の整理				0		0		0
				0.768		0.384		0.384	
設計の達成度	設計と条件の理解	0	0	0		0		0	
		0.36	0.865	0.371		0.371		0.371	
	提案内容、検討状況、コスト把握能力	0	0	0		0		0	
	1.26	3.497	1.499		1.499		1.499		
設計の達成度	施工図の知識	0	0	0		0		0	
		0.18	0.538	0.23		0.23		0.23	
各項目毎の計	①	9.24	9.016	3.864	2.576	3.864	1.288	3.864	1.288
評定点	Σ①+65					65			100
事故等による減点									
瑕疵修補・損害賠償による減点									
総合評定点						65			

項目別評定点内訳表

(用地調査等)

業務名：

評価項目	細 別	業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定			
			主任担当者 (注1) (評定点/満点)	業務従事者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1・3)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
	実施状況の評価	執行管理	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	— 点 / — 点
		品質管理	12.0 点 / 20.0 点	12.0 点 / 20.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
		業務特性	6.0 点 / 10.0 点	6.0 点 / 10.0 点	7.5 点 / 12.5 点	— 点 / — 点
		創意工夫	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	2.4 点 / 4.0 点	— 点 / — 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	3.6 点 / 6.0 点	— 点 / — 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	3.0 点 / 5.0 点	3.0 点 / 5.0 点	4.5 点 / 7.5 点	— 点 / — 点
結果評価	成果物の品質		18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	18.0 点 / 30.0 点	— 点 / — 点
評定点の小計 (注2)		60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	60 点 / 100 点	— 点 / — 点	
事故等による減点		点	点	点	— 点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	— 点	
その他 ()		点	点	点	— 点	
総合評定点		60 点 / 100点	60 点 / 100点	60 点 / 100点	— 点 / 100点	

- 注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。
 3. 照査技術者は、配置した場合に評価する。

〇〇〇第 号
年 月 日

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県知事 氏 名 印
(出先機関の長)

委託業務等成績評定に係る説明書(回答)

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記の通り回答いたします。

なお、本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面による回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により再説明を求めることができます。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務等の名称 :
2. 疑問に対する回答 :
3. 送 付 先 : 郵便番号
住所、公所名、課名
電話等
4. 問 い 合 わ せ 先 : 郵便番号
住所、公所名、課名
電話等

〇〇〇第 号
年 月 日

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県知事 氏 名 印
(出先機関の長)

委託業務等成績評定に係る再説明書 (回答)

年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 委託業務等の名称 :
2. 疑問に対する回答 :